



平成30年5月14日

各 位

会 社 名 ゼット株式会社  
代表者名 代表取締役社長 渡辺 裕之  
(コード番号 8135 東証2部)  
問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長  
林 賢志  
(TEL06-6779-1171)

### 内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表の「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、本日、過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書を近畿財務局へ提出するとともに、過年度の決算短信等の訂正開示を行いました。

また、これと併せ、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき「内部統制報告書の訂正報告書」を近畿財務局へ提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 訂正の対象となる内部統制報告書

内部統制報告書

第66期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

第67期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

第68期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

#### 2. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書の記載事項のうち、3【評価結果に関する事項】を下記のとおり訂正いたします。訂正箇所には下線を付して表示しております。

第 66 期 内部統制報告書(自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)

### 3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、代表取締役社長渡辺裕之は、平成 27 年 3 月 31 日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

## 記

当社は、大阪国税局の税務調査の結果、平成 27 年 3 月期消費税申告において、課税売上割合算定上、非課税取引の加算漏れがあると指摘を受け、内容の確認を行ったところ申告計算において誤謬があることが判明しました。

これに伴い、当社は過年度の決算を修正し、平成 27 年 3 月期から平成 29 年 3 月期までの有価証券報告書、及び平成 28 年 3 月期第 1 四半期から平成 30 年 3 月期第 3 四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出しました。

上記の誤謬については、当社において税務申告業務のチェック体制が機能しなかったことが原因であり、その結果、財務諸表の作成が不正確となったことから、決算・財務報告プロセスに関連する内部統制上、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

なお、上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該内部統制の不備を当該事業年度末日までに是正することができていませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するため、以下の再発防止策を講じて適正な内部統制の整備・運用を図ってまいります。

- (1) 税務に関する専門知識の充実・強化
- (2) 内部牽制機能の強化 (税務申告業務に係るチェック体制の強化)
- (3) 外部専門家の活用強化

第 67 期 内部統制報告書(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

### 3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、代表取締役社長渡辺裕之は、平成 28 年 3 月 31 日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

## 記

当社は、大阪国税局の税務調査の結果、平成 27 年 3 月期消費税申告において、課税売上割合算定上、非課税取引の加算漏れがあると指摘を受け、内容の確認を行ったところ申告計算において誤謬があることが判明しました。

これに伴い、当社は過年度の決算を修正し、平成 27 年 3 月期から平成 29 年 3 月期までの有価証券報告書、及び平成 28 年 3 月期第 1 四半期から平成 30 年 3 月期第 3 四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出しました。

上記の誤謬については、当社において税務申告業務のチェック体制が機能しなかったことが原因であり、その結果、財務諸表の作成が不正確となったことから、決算・財務報告プロセスに関連する内部統制上、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

なお、上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該内部統制の不備を当事業年度末日までに是正することができていませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するため、以下の再発防止策を講じて適正な内部統制の整備・運用を図ってまいります。

- (1) 税務に関する専門知識の充実・強化
- (2) 内部牽制機能の強化 (税務申告業務に係るチェック体制の強化)
- (3) 外部専門家の活用強化

第 68 期 内部統制報告書(自 平成 28 年4月 1 日 至 平成 29 年3月 31 日)

### 3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、代表取締役社長渡辺裕之は、平成 29 年 3 月 31 日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

## 記

当社は、大阪国税局の税務調査の結果、平成 27 年 3 月期消費税申告において、課税売上割合算定上、非課税取引の加算漏れがあると指摘を受け、内容の確認を行ったところ申告計算において誤謬があることが判明しました。

これに伴い、当社は過年度の決算を修正し、平成 27 年 3 月期から平成 29 年 3 月期までの有価証券報告書、及び平成 28 年 3 月期第 1 四半期から平成 30 年 3 月期第 3 四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出しました。

上記の誤謬については、当社において税務申告業務のチェック体制が機能しなかったことが原因であり、その結果、財務諸表の作成が不正確となったことから、決算・財務報告プロセスに関連する内部統制上、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

なお、上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該内部統制の不備を当該事業年度末日までに是正することができていませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するため、以下の再発防止策を講じて適正な内部統制の整備・運用を図ってまいります。

- (1) 税務に関する専門知識の充実・強化
- (2) 内部牽制機能の強化（税務申告業務に係るチェック体制の強化）
- (3) 外部専門家の活用強化

以上